

答申(個)第5号
平成20年(2008年)5月19日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会
会長 道幸哲也

札幌市死者情報取扱要綱第14条第3項の規定に基づく諮問について(答申)

平成20年2月8日付け札行情第486号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市消防長が行った亡き夫の救急出動記録の開示申出に対する死者情報一部開示決定に係る異議申出

答 申

第1 審査会の結論

異議申出人の開示申出に係る「亡き夫の救急出動記録」について、札幌市消防長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

第2 異議申出に至る経緯

本件異議申出に至る経緯は、次のとおりである。

1 死者情報の開示申出

異議申出人は、平成19年10月22日付けで札幌市死者情報取扱要綱（平成17年総務局長決裁。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「亡き夫の救急出動記録」について開示の申出（以下「本件申出」という。）をした。

2 一部開示決定

本件申出に対し、実施機関は、要綱第6条第2号に該当することを理由として一部開示の決定（以下「本件回答」という。）を行い、平成19年11月5日付けで異議申出人に通知した。

3 異議申出

異議申出人は、実施機関が行った本件回答を不服として、平成19年12月26日付けで要綱第14条第1項の規定に基づき異議申出をした。

第3 異議申出人の主張要旨

異議申出人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 異議申出の趣旨

本件申出に対して実施機関が行った本件回答を取り消すとの決定を求める。

2 異議申出の理由

- (1) 第三者の権利利益を害するおそれがあるとあるが、具体的にどのように害するのか回答がない。
- (2) 遺族の知る権利が無視されて、第三者ばかりが保護されている。
- (3) 遺族は現場にいなかったのであるから、署名者が誰であるか知る権利があり、実施機関には知らせる義務があるはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

1 本件異議申出の対象となる死者情報について

本件異議申出の対象となる死者情報（以下「本件対象情報」という。）は、本件申出に対して非開示とされた次の情報である。

亡き夫の「救急出動報告書」特記事項中の不搬送同意者に関する記載部分並びに「不搬送処理書」中の署名者住所、氏名及び死亡者との関係

2 本件対象情報の一部を非開示とする理由について

非開示部分は、異議申出人以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報であり、開示申出時に第三者の同意を得るべく連絡をとろうとしたが連絡先が不明であり開示の同意が得られないことから、開示することにより第三者の正当な権利利益を害するおそれがあり、要綱第6条第2号本文に該当すると認められるため非開示とした。

また、このたびの異議申出に伴い、第三者の連絡先を再調査したところ、連絡が可能となったため第三者に開示の可否を確認するも、第三者の同意が得られなかったため、非開示とした。

第5 審査会の判断

1 はじめに

死者の情報は、個人情報保護制度の対象外であるが、死者の情報の中には遺族と極めて関わりが深いものがあるため、一定の範囲の遺族に対して当該情報の閲覧又は写しの交付を認めることが適当であるとの配慮から、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）に基づく開示請求権の例外として、特定の死者の情報については要綱に基づいて、一定の範囲の遺族に対して開示することができることとしている。

当審査会は、死者情報の開示申出に対する実施機関の決定について、要綱の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適正であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は要綱により付与された権限の範囲で行うべきものであるとの考え方に立脚して、本件異議申出に係る一部開示決定の妥当性について検討する。

2 本件対象情報について

本件対象情報は、本件申出に対して実施機関が非開示とした次の情報であると認められる。

亡き夫の「救急出動報告書」特記事項中の不搬送同意者に関する記載部分並びに「不搬送処理書」中の署名者住所、氏名及び死亡者との関係

3 要綱第6条第2号の該当性について

(1) 本号は、開示することにより、開示申出者以外の者の権利利益を害するおそれがあるときは、開示対象情報に含まれる開示申出者以外の者に係る情報については非開示とすることができる趣旨の規定である。

「権利利益を害するおそれがある」とは、法令又は社会通念に照らして、開示申出者以外の者が有すると考えられる利益が侵されるおそれがある場合をいい、開示申出者以外の者の利益が侵されるかどうかについては、具体的には、開示申出者と開示申出者以外の者との関係や開示申出の対象となる死者情報の内容等を勘案して個別に判断されるべきものである。

(2) 本件対象情報は、特定の開示申出者以外の者を識別することができる情報であると認められるので、次に、本号該当性について判断することとする。

実施機関は、救急出動報告書の中に開示申出者以外の特定の個人を識別すること

ができる情報が含まれている場合、当該個人に開示の同意を求め、同意があった場合には当該情報を開示するという取扱いをしている。すなわち、同意がない以上、当該個人に不利益となる可能性があるとの認識から、このような取扱いをしているものである。これらのことを踏まえて検討すると、本件対象情報は、死者に関する情報であると同時に生存する個人に関する情報であって、条例で原則非開示とされている特定の個人を識別することができる情報にあたること、また、第三者の同意が得られていないことから、開示により第三者の権利利益を害するおそれがないとまではいえない。

したがって、本件対象情報は、本号本文に規定する非開示情報に該当すると認められ、また、本号ただし書に該当しないことも明らかであることから、本件対象情報が本号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

次表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成20年 2 月 8 日	諮問書及び実施機関の一部開示理由説明書を受理
平成20年 3 月18日 (第52回審査会)	審議(事案の経過・概要等)
平成20年 4 月 9 日 (第53回審査会)	実施機関からの事情聴取及び審議
平成20年 4 月23日 (第54回審査会)	審議
平成20年 5 月14日 (第55回審査会)	審議
平成20年 5 月19日	答申